

統合型リゾート（IR）に関する意見書案

本案を別紙のとおり提出する。

平成27年10月23日

大阪市会議長 東 貴之様

提出者

黒田 當士	床田 正勝	加藤 仁子	北野 妙子
太田 晶也	荒木 肇	山本 長助	川嶋 広稔
新田 孝	高野 伸生	足高 將司	多賀谷 俊史
荒木 幹男	西川 ひろじ	永井 啓介	福田 武洋
前田 和彦			

（別紙）

平成27年10月 日

衆議院議長	参議院議長	各あて
内閣総理大臣	総務大臣	
経済産業大臣	内閣官房長官	

大阪市会議長 東 貴之

統合型リゾート（IR）に関する意見書

統合型リゾート（IR）については、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに財政の改善に資するものとして、先の通常国会に超党派の議員により法案が提出され、継続審査となっている。

IRの導入が可能になれば、MICEやエンターテインメント機能により、海外からの観光客などを呼び込み、地域経済の活性化や雇用機会の創出、産業振興に加え税収の増加などの効果が期待できるところである。

一方、IRの中でもカジノ施設については、公共の秩序維持や治安の悪化に対する懸念があり、組織悪の関係者や不適切と判断される個人のカジノ施設への入場規制が求められている。また、ギャンブル依存症に対する予防と治療の両面からその解消に向けた取り組みや、青少年の保護のために必要な知識の普及、青少年の健全育成のために必要な措置など、近隣地域の住民や利用者、事業者に対するセーフティーネットが求められている。

よって国におかれては、IRの法制化に当たって、これらのメリットを最大限発揮できる対策とともに、デメリットに対する不安や懸念を払拭するための対策を講じるだけでなく、国民的な議論を喚起した上で、あらゆる角度から検討を行うよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。